

## 地域創生総合戦略検証に係る有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 地域創生総合戦略に係る施策の検証を行うため、地域創生総合戦略検証に係る有識者会議（以下「会議」とする。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域創生総合戦略に係る施策の検証に関する事項
- (2) 地域創生総合戦略の推進等に対する意見・助言

### (組織)

第3条 会議は、委員6名程度をもって組織する。

### (座長)

第4条 会議に座長を置く

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故あるとき、または座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、市長が必要に応じ招集する。

- 2 会議には、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、政策局政策総括室政策推進課が行う。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 会議は、原則公開とするが、座長の判断等により議事内容を非公開にすることを可能とする。

### 付則

- 1 この要綱は、平成28年6月17日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

### 付則

- 1 この要綱は、平成29年3月31日から施行する。